

公用車管理事業について

1 目的

本事業は、「庄原市庁用自動車管理規則」に基づくものであり、同規則に定める一般庁用自動車のうち職員が公務で利用する車両（公用車）について、適正な維持管理と効率的な運行管理を行うとともに、安全運転励行と交通事故防止を図ることを目的とする。

2 事業の概要

- ・ 公用車の適正な維持管理（車検、定期点検など）
- ・ 効率的な公用車利用の推進
- ・ 公用車の適正配置及び計画的な更新
- ・ 安全運転の励行及び交通事故防止に向けた取り組み（交通安全講習会の開催など）

3 公用車の配置状況

(平成 31 年 3 月末時点) (単位：台)

本庁	西城	東城	口和	高野	比和	総領	合計
62	12	14	9	10	8	9	124

4 公用車の配置基準

○車両 1 台当たりの使用人数の割合

【本庁】 事務職員 7 人、技術職員 4 人、訪問事業関係職員 3 人

【支所】 事務職員 6 人、技術職員 4 人、訪問事業関係職員 3 人

5 公用車使用の基準

○市内移動

- ・ 徒歩や自転車での移動が困難な場合。

○市外出張

- ・ 広島市へのお出張は、原則 3 人以上同乗する場合。
(2 人までの場合は、公共交通機関 (バスチケット) を使用)
- ・ 急を要するなど公共交通機関の使用が困難な場合。
- ・ 遠隔地への 2 人以上のお出張で、公共交通機関を使用すると旅費が高額となる場合。

6 車両の導入・更新基準

- ・ 長期間使用する車両は、原則「購入」。
短期 (5 年 15 万キロ以内) の場合はファイナンスリース (メンテナンスリース不可)。
- ・ 車両は、原則「軽自動車」。普通車を導入する場合は環境配慮型のもの。
- ・ 車両更新は、経過年数 15 年以上又は走行距離 15 万キロ以上を基本とする。